

令和6年度輸出環境整備推進委託事業

(輸出事業者登録推進事業 (中華人民共和国向け農林水産物・食品の
企業登録推進事業))

事業報告書

(概要版)

令和7年3月28日

受託者：一般財団法人新日本検定協会

目 次

| | |
|-----------------|---|
| 1. はじめに..... | 3 |
| 2. 事業の目的..... | 3 |
| 3. 事業の実施期間..... | 3 |
| 4. 事業の概要..... | 3 |
| 5. 事業の結果..... | 5 |

1. はじめに

中華人民共和国（以下「中国」という。）にて「輸入食品国外生産企業登録管理規定」（税関総署令第248号）（以下「新規定」という。）が2022年1月1日に施行され、農林水産省において令和6年度輸出環境整備推進委託事業（輸出事業者登録推進事業（中華人民共和国向け農林水産物・食品の企業登録推進事業））が実施されることとなった。弊協会（一般財団法人新日本検定協会）では本事業を受託し、実施したので、本事業の実施結果を報告する。

2. 事業の目的

新規定によると、指定品目（新規定第7条に規定された品目。以下同じ。）については生産国の管轄当局において登録を行った上で管轄当局から中国当局へ登録申請し、指定品目以外は企業自ら中国当局へ登録することとされている。

中国向け指定品目を取扱う施設及び漁船の登録手続きについては、施設の衛生管理を含む様々な資料を英文にて準備する必要がある。また、指定品目以外は中国当局のホームページにアクセスし、中国語又は英語で企業の情報の入力や登録に必要な資料をアップロードする必要がある。

本事業では、指定品目を取扱う施設（水産食品を取扱う施設を除く、以下同じ。）及び漁船の認定のための事前審査、管轄当局へ登録するための資料のとりまとめを行うとともに、指定品目以外についても登録手続きの案内・周知を行い、中国向けの農林水産物・食品の輸出の円滑化に資することを目的とした。

3. 事業の実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月28日

4. 事業の概要

（1）中国向け指定品目を取扱う施設及び漁船の認定・変更・廃止のための事前審査及び問合せ対応

①中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、eMAFFを通じてなされた中国向け指定品目を取扱う施設からの申請に対し、中国当局が随時公表している新規定の内容及び登録手続を新規定、新規定の解説文書、新規定のガイドライン、中国政府が運用する国際貿易シングルウィンドウ（<https://www.singlewindow.cn>）（外部リンク）の「輸入食品海外製造企業登録管理応用」ページに係るマニュアル等の新規定関係文書、中国輸入通関手続に必要なHSコードに係る情報並びに中国及び日本の食品安全関係規定（以下「新規定関係情報」という。）を踏まえた上で（当該関係文書に日本語訳がない場合も自ら翻訳等行い理解した上で）、申請品目が要綱上の「中国向け輸出農林水産物・食品」に該当するか、申請（届出含む、以下同じ。）に必要な書類が添付され正しく記載されていること及び手数料の納付（手数料が不要となる申請を除く）があったことを確認（収入印紙が農林水産省輸出・国際局輸出支援課（以下「事業担当課」という。）に郵送されたことを確認）した。要綱3（2）に基づき、申請内容・書類の確認を行い、申請内容に不備・書類の不足等ある場合は申請者にその旨の連絡を行い、修正などを指導した。申請は最大50件程度（1件6時間程度の審査）を当初想定としたが、事業期間内の申請対応

数は合計 32 件（新規申請 16 件、変更承認申請 16 件、廃止届 0 件、2023 年度からの対応継続案件を含む）であった。

②「中華人民共和国向け輸出水産食品を取り扱う冷凍又は冷蔵機能（電力を有するものに限る）を有する漁船の登録手続について」（以下「通知」という。）に基づき中国向け指定品目を取扱う漁船からの申請について、事業担当課からの依頼に基づき事前審査を行う体制を整備した。申請は当初最大 10 件程度（1 件 12 時間程度の審査）を想定としたが、事業期間内に漁船に関する申請はなかった。

③上記①及び②に係る中国向け指定品目を取扱う施設及び漁船の登録方法、申請資料に係る問合せ等について要綱及び新規定関連情報を踏まえ、専用の電話及びメール窓口を設置して対応した。事業期間中の指定品目についての問合せ対応件数は合計 67 件であった。

（2）リストの整理・更新・とりまとめ

中国へ登録申請した施設・漁船情報（既登録施設・漁船を含む）について、申請情報（カテゴリー及び製品コード含む）及び中国における登録情報（カテゴリー及び製品コード含む。）の整理・更新・とりまとめを実施した。とりまとめには中国当局提出以降に生じた変更申請等の内容も含めた。

（3）指定品目以外の登録方法についての問合せ対応

新規定関係情報を踏まえた上で、中国向けに指定品目以外を取扱う施設について、下記（4）のリーフレットを元に、施設からの登録方法に係る問合せ対応を専用の電話及びメール窓口（（1）③と同じ）を設置して実施した。なお、技術的なトラブル等に関する問合せのうち中国税関へ確認を要する内容については、事業担当課と相談の上中国税関ホットラインを用いて中国税関に直接照会対応（中国語）可能な体制を整備した。事業期間内に中国税関に直接照会を行った事例はなく、事業期間中の指定品目以外及び品目不明な問合せ件数は合計 579 件であった。

（4）リーフレットの更新

「新規定関係情報」を踏まえた上で（当該関係文書に日本語訳がない場合も受託者自ら翻訳等行い理解した上で）、最新情報を踏まえ以下のリーフレットを更新した。

①中国向け輸出食品の製造等企業登録について(2023 年度版)リーフレット
(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html> に掲載)

②「国際貿易シングルウィンドウ」の登録方法のマニュアル
(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html> に掲載)

（5）事業報告書の作成

本事業において実施した内容は上記（1）から（4）に記した通りである。（1）及び（3）にて対応した問合せのうち、主な内容は次の通りであった。

主な問合せ内容

| | |
|--|------|
| 代表者変更についての問合せ | 6件 |
| アカウント作成時の Registration Number についての問合せ | 12件 |
| 承認までの日数についての問合せ | 15件 |
| 商品の追加についての問合せ | 45件 |
| 差し戻しされた際の対応についての問合せ | 34件 |
| その他 | 534件 |

5. 事業の結果

本事業の実施により、中国向け食品輸出事業者の登録手続きの推進に一定の成果が得られたと考える。

2021年8月より始まった中国向け輸出食品の製造等企業登録の手続きは、直接中国当局へ手続きをする指定品目以外も含め、その後の度重なる中国当局側の要求事項の変更、シングルウィンドウシステムの仕様変更等により、多くの事業者にとって制度全体の理解とその対応に苦慮するものとなっていた。しかし2024年度に入ってからシングルウィンドウシステムの大きな変更等もなく、企業登録手続きに関する事業者の理解が進んだとみられ、7条品目に関する問合せ相談数は前年度よりも減少した。問合せ窓口では、指定品目の手続きについて詳細を説明した上で問合せ者の輸出商品とそのHS/CIQコードを確認し、必要な手続きへ進めるようアドバイスをするなど、細かなサポート業務を行った。また、7条品目の登録を希望する事業者の大半が補助金事業の現地指導を利用して体制構築、資料作成をしたことから、申請後に附件4添付資料などの作り直し指示をする頻度は少なくなった。7条品目の申請に当たっては、要求事項の正確な理解とそれに対応するため中国食品安全関連法規についての知識の習得が欠かせないため、今後も現地指導等による事業者への体制構築サポートが重要であると考えている。

一方、既登録施設においては最初の登録から3年が経過し、代表者の変更や商品の追加登録の要望が増加してきた。これらは登録済みの製品の輸出を継続しながら代表者変更や商品追加登録を行う必要があるが、新規定では代表者の変更は登録の廃止と新規申請が必要とされている。輸出を停めることなくこれら手続きを行えるよう、対策が必要である。

2022年のスタート時に登録を完了した事業者の有効期限が2026年末で切れる予定であり、2025年度中には、延長申請に関する問い合わせ相談が増加することが考えられるため、延長申請への対応も今後整備してゆくことが必要である。

また、海関総署は2025年1月に現在の新規定を改正するための「輸入食品海外製造企業登録管理規定に関するパブリックコメント募集」をHP上で公開し、改正案を公表した。今後、新規定の内容が改正されれば、現在の施設登録手続き内容が変更になる可能性があり、変更点の周知、説明などの対応も必要になると考えられる。変更に伴い施設登録を希望する事業者が増加する可能性もある。

指定品目以外についての問合せ数は時間が経過するにつれ減少してきたが、様々な商品を中国へ輸出しようとする事業者は変わらず多く、一定数の問合せは継続している。特に申請後の中国側からのレスポンス、差し戻しへの対応等、中国海関総署側のアクションに関する相談が本年度は増加した。事業者にとっては英語もしくは中国語の短いコメントをシングルウィンドウの画面上だけで

やり取りするため、内容や意図が理解しきれない場合が多い。

農水省 HP に公開されている指定品目以外のリーフレットに関しては、多くの事業者が参照しており、登録手続きの参考として活用されているが、変更申請や延長申請についての解説は少ないため、今後内容を補足することが望まれる。しかしながら現状のデモ登録アカウントでは変更申請や延長申請の画面表示や操作を確認することができない。今後の動作確認のためにも変更申請、延長申請のできるデモ登録アカウントを本委託事業受託者用に用意いただきたい。

以上、本報告書を今後の円滑な登録申請にご活用いただきたい。